

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事

要求水準書

2025年（令和7年）4月
播磨町上下水道課

目 次

第1章 総則	1
1.1 要求水準書の位置づけ.....	1
1.2 用語の定義.....	1
第2章 一般事項	2
2.1 本事業の概要.....	2
2.2 対象路線の概要.....	3
2.3 業務範囲.....	4
第3章 本事業に関する要求水準.....	5
3.1 関係法令及び基準・仕様等.....	5
3.2 共通	7
3.3 各種業務.....	8
3.4 契約不適合責任.....	20
第4章 業務実施状況のモニタリング.....	21

第1章 総則

1. 1 要求水準書の位置づけ

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事（以下、「本事業」という。）を遂行するにあたり、播磨町（以下、「本町」という。）が、受注者に要求する業務の水準を記載したものである。

受注者は、第3章に示す各種要求水準を満たし、本町及び関係機関との協議等が整うことを前提に、本事業に関して自由に設計、提案を行うことができるものとする。但し、原則、提案に基づく内容については、変更の対象とはしない。

また、本事業の受注者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならず、本町による業務監視（モニタリング等）により受注者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

なお、要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な事項については、要求水準書に明記されていない場合であっても、受注者の責任において調査、設計及び施工を遂行すること。

1. 2 用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ・「確認」とは、受注者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを本町が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本町は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ・「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、本町が書面により同意することをいう。なお、承諾は受注者の責任による設計及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、受注者は本町の同意なくして、次の工程に進むことができない。
- ・「指示」とは、行為について指図することをいう。受注者は本町の指示に従わなければならない。
- ・「業務監視（モニタリング）」とは、受注者による設計・施工が要求水準書による要求水準に定める要件及び提案書類に示した内容の確認を本町が行う行為。
- ・「セルフモニタリング」とは、受注者による設計・施工が要求水準書による要求水準に定める要件及び提案書類に示した内容の確認を自ら行う行為。

第2章 一般事項

2.1 本事業の概要

(1) 本事業の目的

本事業は、本町の基幹的な役割を担う配水本管及び配水支管を更新することで、給水取り出しを行う管路と水輸送に特化する管路に機能分離を図り、耐震化を推進するものである。

(2) 事業名称

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事

(3) 発注者

播磨町長 佐伯 謙作

(4) 事業箇所

播磨町西野添4丁目14から北野添2丁目2-10地先

(5) 事業形態

① 発注方式

本事業の発注方式は、設計・施工一括発注方式であるDB（Design Build）方式（以下、「管路DB方式」という。）とする。

② 事業期間

令和10年（2028年）3月31日（受注者提案により短縮可）

③ 本事業の対象範囲

受注者は、設計及び施工を一体の事業として実施する。

④ 事業スケジュール（想定）

事業スケジュールは以下のとおり予定している。（※提案を拘束するものではない）

・基本協定締結	令和7年9月上旬
・設計業務委託契約締結	令和7年9月上旬
・試掘工事請負契約締結	令和7年度中
・布設替工事請負契約締結	令和8年度中

(6) 受注者に求める役割

本事業は、老朽化が進んでいる配水本管及び配水支管を更新することで、給水取り出しを行う管路と水輸送に特化する管路に機能分離を図りつつ耐震化を推進するものであり、次の点に配慮し、事業を遂行することを求める。

- ・ 交通量が多いため（県道、JR土山駅、踏切等）、一方通行の一時解除等も視野に入れた交通規制を実施し、近隣への影響を可能な限り小さくすること。

- ・ 既設管路が道路中央部に位置している区間もあるため、地下埋設物の調査を綿密に実施し、新設管は別線形に設置して舗装復旧範囲を半幅に抑える等、経済的な設計を行うこと。
- ・ 布設方法の提案など受注者の幅広い技術やノウハウを活用した効率的かつ効果的な工事を実施し、工期を短縮すること。

(7) 受注者選定方法

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、プロポーザル参加者の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたプロポーザル参加者を優先交渉権者として特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2. 2 対象路線の概要

本事業の対象路線の概要は表1に示すとおりである。（詳細は参考資料のとおり）

表1. 対象路線の概要

区分	工法	管種	口径 (mm)	延長 (m)
撤去 (新設)	開削	DCIP(GX・HIVP)	φ75	13.5 (53.0)
		DCIP(GX)	φ100	435.0 (460.4)
		DCIP(GX)	φ150	141.0 (150.8)
		DCIP(GX)	φ200	200.0 (275.9)
		DCIP(GX)	φ250	11.0 (0.0)
		DCIP(GX)	φ300	0.0 (2.4)
		DCIP(GX)	φ350	682.1 (651.1)
		DCIP(GX)	φ400	222.0 (216.0)
施工総延長				1,704.6 (1,809.6)
給水付替				約85戸

※) 数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事において詳細を確定する。

2. 3 業務範囲

受注者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工等であり、その概要は表2のとおりである。また、対象路線の詳細はプロポーザル参加希望者に貸与する資料を参照すること。

表2. 受注者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
統括管理 ^{※1)}	統括管理業務	設計から建設に至る本事業全体のマネジメント
共通 ^{※2)}	現地調査	設計施工に必要な部分の現地調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	関係機関協議及び申請等	設計施工に必要な関係機関との協議及び各種申請等に必要書類作成、提出
	住民説明	設計施工に必要な地域住民への周知
設計業務	実施設計業務 ^{※3)}	本事業に必要な設計図書（図面、数量計算書、積算資料等）の作成（変更設計、国庫補助申請補助等含む）
試掘工事	試掘業務	設計施工に必要な範囲の試掘調査
布設替工事	工事業務	表1に示す対象施設の工事及び工事現場管理
	設計図書及び工程の変更	施工中に想定していない事象（埋設物、地元調整等）が発生した場合における変更対応
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成（完成時含む）

- ※1) 履行期間を通じて統括管理者を設置し、設計から建設に至る本事業のマネジメントを実施すること。但し、基本協定締結後、本町と受注者で締結する契約は、表中の設計業務、試掘工事及び布設替工事の区分のみであり、統括管理に特化した契約は締結しない。
- ※2) 設計業務、試掘工事、布設替工事に共通する業務であり、各々で必要な業務を実施すること。（各々で全ての業務実施を規定するものではない）
- ※3) 公共設計金額を算出するための積算業務は、本町が別途契約する工事監理業務に含めるため、実施設計（変更設計含む）の結果については、上記業務の受注者に送付した上で、その内容について受注者と調整すること。また、本事業の財源の一部は国庫補助金を予定している。本事業が補助対象として採択された場合、関係機関への申請や実績報告に必要な資料作成等を含む。

第3章 本事業に関する要求水準

3.1 関係法令及び基準・仕様等

本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・水道法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・環境基本法
- ・河川法
- ・港湾法
- ・漁港漁場整備法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・電気事業法
- ・電気用品安全法
- ・電気関係報告規則
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・電気工事士法
- ・電気通信事業法
- ・有線電気通信法
- ・公衆電気通信法
- ・高圧ガス保安法
- ・危険物の規制に関する政令
- ・計量法
- ・クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・道路法
- ・消防法
- ・下水道法
- ・ガス事業法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・建設業法
- ・製造物責任法
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・危険物の規制に関する政令
- ・石綿障害予防規則
- ・特定化学物質等障害予防規則
- ・播磨町水道事業給水条例
- ・播磨町環境保全条例
- ・播磨町情報公開条例
- ・播磨町個人情報保護条例
- ・財務規則
- ・その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書【土木工事編】（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書【設備工事編】（日本水道協会）
- ・水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・土木請負工事必携（最新版）（兵庫県県土整備部）
- ・委託業務関係共通仕様書（最新版）（兵庫県県土整備部）
- ・日本水道協会規格（日本水道協会）
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- ・公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
- ・水道の地震対策マニュアル（水道技術研究センター）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・土木工事標準積算基準書（兵庫県県土整備部）
- ・水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省）
- ・経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表（社団法人日本工業用水協会）
- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・播磨町給水装置工事指針（播磨町）
- ・給水装置工事技術指針（公益財団法人給水工事技術振興財団）
- ・その他関係する基準、仕様等

(3) 各許可申請・届出等

本事業に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは表3のとおりである。受注者は事業工程を踏まえたうえで、必要な資料を作成し、本町又は関係機関へ提出すること。

なお、関係機関へ提出する場合は事前に書類の写しを本町へ提出すること。

表3. 各種届出等一覧

区分	申請・届出	提出先		備考
道路	掘削・占用許可申請	県道	加古川土木事務所管理1課	
		町道	播磨町土木課	
	道路使用許可申請	加古川警察署		
河川	河川占用許可申請	県管理	加古川土木事務所管理2課	喜瀬川（保全区域）
水道管	地下埋設協議等	播磨町上下水道課		
下水道		播磨町上下水道課		
ガス		大阪ガスネットワーク株式会社（兵庫事業部）		
NTT		株式会社ミライト・ワン神戸保守センター		
関西電力		関西電力加古川営業所		

※) ルート変更などにより、各種届出先が上記一覧以外の協議が必要になる場合は別途対応すること。

3. 2 共通

本業務の実施にあたり、3. 3以降に示す各業務において共通する要求水準については下記に示すとおりである。

- ・使用材料は本町で承認している新品の材料を使用すること。
- ・令和10年（2028年）3月31日までに業務を終えること。なお、工事の着手時期、分割施工、工期等は本町の確認を得た上で受注者の裁量に委ねるものとし、事業期間を短縮することも可とする。
- ・更新後の口径は、既設管と同口径又は今後の本町の水道事業運営に支障の無い口径とすること。
- ・更新管は「水道施設耐震工法指針・解説2022年版」による耐震設計上の要求性能を確保することとし、ダクタイル鋳鉄管（DIP）及び継手形式はGX形を原則とする。
- ・更新管には、水圧により発生する不平均力に対して十分な対策を施すこと。また、その根拠も示すこと。
- ・更新管の土被りは「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について（国土交通省道路局路政課長・国道課長通知 H11.3.31）」に準じること。また、管上及び管下+10cmは埋戻材としてスクリーニングスを使用すること。それ以外については、再生砕石にて埋戻すこと。
- ・更新管の占用位置は、原則として公道下とすること。

- ・更新管には、ポリエチレンスリーブ全面被覆を施すこと。
- ・既設管との接続及び給水管の付け替えについては、可能なかぎり断水に伴う影響を最小化できる方法を用いること。
- ・更新管の屈曲点では、原則として曲げ角度 45 度以下の曲管を用いること。
- ・工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に本町と協議の上、実施すること。
- ・工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- ・通水試験は、通水試験計画書を作成し、本町の確認を得た上で実施すること。
- ・管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、受注者が実施すること。
- ・公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。
- ・受注者は、工事着手前に道路交通法第 77 条第 1 項に規定する道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を本町へ提出するとともに、関係機関（消防、交通機関等）と連絡調整を図らなければならない。
- ・工事に使用する材料は、日本水道協会規格、日本産業規格、日本下水道協会規格及び日本農林規格等に適合したものを用いること。ただし、ダクタイル鋳鉄管（GX）については 1 種管を使用するなど、他の材料においても設計時に本町の仕様を確認すること。
- ・工事で使用する材料において、日本水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等及び製造工場の認定証明書を提出すること。

3. 3 各種業務

(1) 統括管理

- ・統括責任者は、設計業務、試掘工事、布設替工事に至る本事業全体のマネジメントを行うものとし、各業務を代表して（窓口として）、本町及び本町が別途契約する工事監理業務の受注者と相互調整し、本事業を推進すること。
- ・統括責任者は、業務実施状況について、本要求水準書及び事業提案書で掲げた項目を満たしていることを確認するためのセルフモニタリング計画書を作成し、本町の確認を得た後にセルフモニタリングを実施すること。
- ・統括責任者は、本町が実施する定期モニタリング会議（月 1 回程度）に出席し、本町に対してセルフモニタリングの結果を報告し、確認を受けること。また、定期モニタリング会議は三者（本町、統括責任者、本町が別途契約する工事監理業務の受注者）による定例会議を兼ねることとし、統括責任者より、業務の進捗状況や作業予定等について報告すること。（個別・詳細な報告は各業務の配置技術者が行っても良い）
- ・その他、統括責任者に要求する内容は下記のとおりである。
 - ① 事業全体の業務計画立案及び提出
 - ② 各種業務に必要な打合せ、協議等への出席
 - ③ 各種業務に伴う打合せ簿や届出等、業務の手続きに必要な書類の提出
 - ④ 会議資料の作成

(2) 設計業務

① 基本事項

i) 業務の対象

受注者は、要求水準書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

ii) 業務の範囲

受注者は、設計業務の遂行に当たり、本町と協議の上進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。受注者は、本町に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。本町は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。本町が設計内容に関する説明を求めた場合、本町の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。なお、本業務の範囲は、出来高検査時及び完成検査時を含むものとする。

iii) 費用の負担

受注者の負担とする。ただし、家屋調査が必要となった場合は、別途町が行うものとする。

iv) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

v) 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては、公共安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

vi) 適用基準

受注者は、本業務を行うにあたっては、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新版を用いるものとし、本業務期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

viii) 技術者の配置

設計企業は、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

ix) 再委託

ア. 受注者は、次の各号に該当する場合、再委託することはできない。

- ・業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- ・解析業務における手法の決定及び技術的判断
- ・現地調査の主要部分

イ. 受注者は、資料などのコピー、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、本町の承諾を必要としない。

ウ. 受注者は、イに規定する業務以外の再委託に当たっては、本町の承諾を得なければならない。

② 調査

i) 資料の収集

本業務における地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署・企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

ii) 現地踏査

本業務の設計対象範囲において踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

なお、受注者は、調査に当たって土地の立入りをする場合は地元住民との協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬように十分心がけなければならない。

iii) 地下埋設物調査

本業務の設計対象範囲において、水道、下水道、ガス、電気、電話配管等の地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等を本町及び施設管理者等が有する資料と照合し、確認しなければならない。

iv) 公私道調査

道路、水路等について公図及び土地台帳などにより調査確認しなければならない。なお、公図の調達は受注者の負担とする。

私有地については、目的箇所を含む付近の公図の写し及び土地所有者の住所、氏名、当該土地の地目、地積、持ち分等を整理した一覧表を提出すること。

公道については、道路管理者及び路線番号等を調査し、一覧表にして提出すること。

v) 測量調査

受注者は、必要に応じて中心線測量、縦断測量、横断測量、仮 BM 設置測量及び現地測量を行い、成果報告書を提出するものとする。

vi) 地質調査

受注者は、必要と想定される場所における地質調査を行うものとし、成果は本町へ提出すること。

vii) 試掘調査

受注者は、本業務で必要となる既設管接続箇所、他企業管近接箇所等において、別途試掘工事請負契約を締結し、調査及び埋設物の状況を確認しなければならない。なお、調査時に埋設物等を破損及び損壊した場合は、受注者の負担で復旧し回復させなければならない。

viii) 参考資料の貸与

本町は、本業務に必要な関係資料等を所定の手続きにより貸与する。

③ 設計計画

- ・播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事 基本設計（以下「基本設計」という。）に示された計画ルート of 照査を行い、ルートを変更する必要性が生じた場合は、変更ルートの検討を行い、本町と協議の上、ルートを確定する。
- ・開削工区間については、設計条件の設定、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較、施工計画等の検討を行う。

④ 工各種計算

管厚、一体化長、水理計算、構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、受注者がその方法を提案するものとし、本町と協議の上、計算方針を定める。

なお、水理計算については、検討に当たりルート変更等の管網解析を再度実施する必要が生じた場合に、別途本町と協議の上、実施の有無を決定する。管網解析については、基本設計で用いたデータを貸与する。

⑤ 設計図作成

主要な設計は、以下により作成することとし、図面完成時には本町の承諾を受けなければならない。各図面の縮尺等については、「⑩設計成果物の提出」のとおりとする。

- ・位置図は、地形図に設計箇所を記入すること。
- ・平面図は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、管路の占用位置、弁類、配水管、不斷水分岐箇所、管種、口径、延長及び管路の名称等を記入すること。
- ・詳細平面図は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、県道等横断箇所等、特に詳細図を必要とする箇所について作成するほか、本町が指示する場合に作成すること。
- ・縦断面図は、伏越し部及び推進工箇所等の工事施工に必要となる箇所について作成するものとし、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、管路の名称及び河川、国道等の位置と名称、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等を記入すること。
- ・横断面図は、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、管路の名称、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び離隔寸法等を記入すること。
- ・配管図は、直管、異形管、弁類等を管割図として記載するとともに、管種、口径、延長、管材等の名称等を記入すること。
- ・構造図は、特殊な布設構造図、弁室、排水柵、防護コンクリート、配筋図等特に構造図を必要とするものについて作成すること。
- ・仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成すること。設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工及び補助工法の範囲、名称等を記入すること。
- ・土工標準図は、布設管の口径に適した掘削幅に対する土量が計上できる横断図として作成すること。また、道路復旧図は舗装、上部路床、下部路床、路体（上部路体と下部路体の材料が異なる場合は区別する）等の埋戻材の構成を示すこと。なお、道路復旧図は、撤去、仮復旧、本復旧の各施工時における舗装構成を明記すること。
- ・その他、本町と協議の上で必要と判断される図面を作成すること。

⑥ 数量計算

配管、土工、舗装、構造物、仮設、補助工法等の材料別に数量を算出する。数量の算出に当たっては、「第3. 1 (2) 基準・仕様等」に基づくものとする。

⑦ 設計書作成支援

各業務における公共設計金額の算出（金入設計書の作成）については、本町が別途契約する工事監理業務の受注者が作成するため、受注者は、それに必要な数量計算書や設計図面、積算根拠等の資料を取りまとめ、本町へ提出すること。また、資料は別途作成する工程表に基づき、単年度ごとに出来高数量が確認できる様式で作成すること。

⑧ 報告書

i) 設計概要書

設計概要書は、設計対象全体の取りまとめとして作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、設計内容、施工方法、工程表、工事費等を集成するものとする。

ii) 開削工

開削工法区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、施工方法、仮設方法、各種計算等の検討内容を取りまとめる。

⑨ 照査項目

受注者は、設計全般にわたり、以下の事項について照査を実施しなければならない。

- ・基本設計の確認内容について
- ・各種工法の比較検討の方法及びその内容について
- ・設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- ・計算書（構造計算書、数量計算書等）について
- ・計算書と設計図の整合性について

⑩ 手続書類の提出

受注者は、設計業務の実施に際し以下の書類を本町に提出し確認を得るものとする。

i) 業務着手時（設計業務委託契約約款に定める書類を含む）

- ・主任技術者（管理技術者）届
- ・業務工程表
- ・主任技術者（管理技術者）経歴書
- ・業務工程表
- ・業務計画書
- ・照査計画書
- ・業務履行体制等（変更）通知書
- ・設計業務委託担当者届等
- ・一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)のテクリス(TECRIS)への登録内容

ii) 業務中

- ・業務打合簿（打合せの都度）
- ・主任技術者（管理技術者）・照査技術者変更届（その都度）
- ・担当技術者変更届（その都度）

- ・物品借用書書（貸与時）
 - ・借用物品返還書（返還時）
 - ・業務完了延期願（変更を必要とするとき）
 - ・履行報告書（月間）
- iii) 業務完了時
- ・成果図書一覧表及び成果図書
 - ・業務完了届兼引渡書
- ⑪ 設計成果物の提出
- 受注者は、本町の確認を受けた後、以下の設計成果物を本町に提出するものとする。
- i) 設計図面(A3縮版：観音製本3部)
- ・案内図・路線案内図縮尺 1/2,000～1/10,000
 - ・平面図縮尺 1/300～1/500
 - ・縦断図縮尺縦 1/100～1/200、横 1/500
 - ・横断図縮尺 1/50～1/100
 - ・配管詳細図縮尺指定なし
 - ・詳細図縮尺 1/10～1/200
 - ・構造図縮尺 1/10～1/200
 - ・配筋図縮尺 1/10～1/200
 - ・仮設図縮尺 1/10～1/200
 - ・土工標準図・道路復旧図縮尺 1/10～1/100
 - ・その他縮尺指定なし
- ii) 構造計算書(A4版：2部)
- iii) 数量計算書(A4版：2部)
- iv) 報告書(A4版：2部)
- v) 特記仕様書(A4版：2部)
- vi) 打合せ議事録(A4版：2部)
- vii) 関係機関協議簿(A4版：2部)
- viii) その他資料原稿一式
- ix) 設計に伴って収集・調査した資料（見積書等を含む）及びその他申請等に関する資料
 なお、様式・書式については、事前に本町の承諾を得るものとする。また、電子納品については、手続書類及び設計成果物を、「兵庫県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成したものとする。さらに、提出するファイル形式については協議により決定する。
- ⑫ 完成検査
- 完成検査は、以下に基づき実施すること。
- i) 完成検査
- ・受注者は、工事目的物を対象とした設計の完成検査の要件を満たした業務完了届を本町に提出すること。
 - ・要求水準書等に示される全ての業務が完成し、成果物を納入していること。
 - ・契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を本町と締結していること。

- ・完成検査は、本町及び受注者の代表企業が臨場の上、工事目的物を対象とした設計の成果物の検査を行うものとする。

⑬ 留意事項

i) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は本町に確認した上で、業務工程を踏まえて必要な時期までに受注者が本町に提出すること。

ii) 設計変更への対応

試掘工事及び布設替工事を実施中に設計変更すべき事態が生じた場合は、受注者が責任を持って対応すること。

iii) その他

本事業は、国庫補助申請を予定している。本事業が補助対象として採択された場合は、単費及び補助対象分に分けて数量計算書、図面等の資料を作成するなど、本町が行う申請及び実績報告等に係る補助を行うこと。また、本業務を実施するうえで必要な関連業務については、受注者の責任をもって対応すること。

⑭ 設計関係の提出書類

設計関係の提出書類は法令等に基づき必要な書類など、必要時に受注者に提出を求める。

(3) 試掘工事及び布設替工事

① 施工の対象

受注者は、自らが設計した内容に基づき、各々試掘工事請負契約及び布設替工事請負契約を締結し、施工するものとする。

② 工事施工の範囲

- ・受注者は、工事を自己の責任において施工するものとする。
- ・受注者、工事の施工に当たり、必要となる工事説明会、準備調査（試掘調査等）などの近隣住民との対応・調整については、本町と協議の上、行うものとする。
- ・仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務については、受注者が自己の責任において行うものとする。
- ・工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については受注者の負担とする。
- ・受注者は、工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。
- ・受注者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ・受注者は、本町に対し、総括責任者を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、本町は工事の進捗状況及び内容について、随時受注者に確認できるものとする。
- ・受注者は、本町が発注した、その他の工事や民間工事との調整を率先して行い、円滑な施工に協力すること。
- ・受注者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、本町へ報告すること。

- ・受注者は、発生する残土、廃材等を適切に処分すること。処分先については、本町と調整の上、決定すること。
- ・受注者は、環境に配慮した工法、材料、機種等を積極的に採用し、環境負荷低減に寄与する提案を行うこと。

③ 適用基準

本事業を実施するにあたり、「3.1 関係法令及び基準・仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも工事施工時点において最新版を用いるものとし、本事業履行期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

④ 工事関係の提出書類

【工事着手時】

- ・工事概要
- ・工事着手届
- ・現場代理人等届
- ・現場代理人等経歴書
- ・主任技術者（監理技術者・専門技術者）経歴書
- ・工事施工計画及び下請負人等通知書
- ・建設業退職金共済組合証紙購入確認書
- ・工程表
- ・施工計画書
- ・施工体制台帳
- ・作業員名簿
- ・施工体系図
- ・配管工届（経歴書を含む）
- ・工事測量成果
- ・地質調査成果
- ・貸与品借用（返納）書
- ・一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)のコリンズ(CORINS)への登録内容
- ・在留カード及び指定書（外国人就労者の場合）
- ・建設業労災補償共済等加入確認書
- ・労災保険加入確認書
- ・建設廃材等処分計画書

【施工中】

- ・工事打合簿（打合せの都度）
- ・関係機関協議資料
- ・近隣協議資料
- ・材料確認書（指定材料）
- ・段階確認書
- ・確認・立会依頼書
- ・休日・夜間作業届
- ・管底高さ

- ・安全教育訓練実施資料
- ・事故発生報告書
- ・工事履行報告書（月間）
- ・工事工程表（週間、月間、年間）
- ・工事月報
- ・材料品質証明資料
- ・工期延期届
- ・支給品受領書
- ・確認時期確認頻度
- ・現場発生品調書
- ・出来形図
- ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）
- ・工事出来高報告書
- ・工事出来高内訳書

【完成時】

- ・工事完成通知書
- ・工事目的物引渡書
- ・請求書
- ・出来形管理図表
- ・品質管理図表
- ・工事写真
- ・工事完成図
- ・安全訓練等の実施報告書
- ・工事週報、工事月報、工事年報
- ・再生資源利用実施書ー建設資材搬入工事用ー
- ・再生資源利用促進実施書ー建設副産物搬出工事用ー
- ・材料納入伝票（写し）
- ・修補完了届
- ・その他関係図書

その他、法令等に基づき必要とする書類や本町が必要とする書類の提出を求めることがある。工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、本町と協議の上、互いに協力し作成する。

⑤ 出来高精算業務

受注者は、原則として年度末(3月)ごとに、出来高精算に係る変更設計成果物（変更箇所を示した図、完成図、出来高数量計算書、積算資料等）を作成すること。

⑥ 完成検査等

出来形検査又は完成検査は、以下に基づき実施すること。

i) 出来高清算業務

- ・受注者は、部分払いの請求を行った場合は、出来形検査を受けること。

- ・受注者は、部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料（変更設計書含む）を作成し、本町に提出すること。
- ・出来形検査は、本町及び受注者の代表企業が臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ☑ 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ☑ 工事管理状況に関する書類、各種計測値の提示・記録及び写真等

ii) 完成検査

- ・受注者は、本町に工事完成届を提出すること。
 - ☑設計成果物（追加、変更指示も含む）に示される全ての工事が完成していること。
 - ☑本町が修補その他必要な措置を取ることを請求したとき、本町の請求した措置が完了していること。
 - ☑契約書、要求水準書により求められる書類の提出が全て完了していること。
 - ☑契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を本町と締結していること。
- ・完成検査は、本町及び受注者の代表企業が臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ☑工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ☑工事管理状況に関する書類、各種計測値の提示・記録及び写真等
 - ☑水圧試験、通水試験、充水、洗管の確認

⑦ 作業日及び作業時間について

- ・夜間や土、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和32年法律第178号）に規定する休日に施工する場合は、本町と事前に協議する。県道、市道及び町道の工事は道路管理者の指示に従う。

⑧ 工事の周知について

- ・施工方法等については、工事着手前に必ず地元住民及び関係機関に説明し、了解を得てから施工すること。
- ・受注者は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に工事名、工事箇所、工事期間、発注者名、事業主体名、工事受注者名、主任技術者等氏名及び連絡先電話番号等を表示した大型の標示板を設置するものとする。

⑨ 施工中の安全確保及び環境保全について

- ・関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
- ・施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。

- ・「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
 - ・工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。
- ⑩ 災害時の安全確保について
 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に本町に報告すること。
- ⑪ 保険
 受注者は、工事を適正に遂行するに当たり、各種保険等に加入した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを本町に提出すること。
- ⑫ 近隣対策
 ・受注者は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。
 ・施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し、影響がある関係機関等に対し事前に周知すること。
 ・受注者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本町に報告すること。
- ⑬ 工事实績情報の登録
 受注者は、工事实績情報として一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)へ「エスカルテ(CORINS)」を作成し、登録の上、本町に提出すること。
- ⑭ 施工体制台帳に係る書類について
 建設業法第24条の7第1項及び建設業法施行規則第14条の2に規定する施工体制台帳に係る書類及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、その写しを本町に提出すること。
- ⑮ 施工体制の点検
 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第3項の規定により、本町は施工体制について点検を求めることがある。
- ⑯ 労働福祉の改善等について
 建設労働者の確保を図ること、及び労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。
- ⑰ 環境物品等の調達推進について
 建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における

「環境物品等の調達を推進を図るための方針（調達方針）」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行うこと。ただし、要求水準書において示されたものは除く。

⑱ その他

- ・建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度に加入すること。
- ・建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。
- ・施工企業は、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第 26 条に規定する監理技術者について、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐し、専らその職務に従事する者で、施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を専任で配置すること。
- ・施工企業は、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第 26 条に定める監理技術者について、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。この場合において、本町から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示すること。

⑲ 工程管理及び施工管理

- ・受注者は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について本町に報告すること。当該報告を踏まえ、本町が行う進捗状況の確認に協力すること。
- ・受注者は、本事業対象施設が設計成果物に適合するように施設の質の向上に努め、本町に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- ・受注者は、本町に工事の進捗状況を毎月報告するため、指定された日の会議に出席すること。

⑳ 施工図等の提出

受注者は、本事業の施工に当たり、仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に本町に提出して確認を受けること。なお、作成に当たり使用したデータ等も提出すること。

㉑ 検査対応

受注者は、工事を完成したときは、その旨を設計書と併せて本町に通知すること。また、本町は、速やかに検査を行うものとする。受注者は、本町の検査に合格したときは、本町の指示に従い、工事目的物の引渡しを行う。

㉒ その他の事項

受注者は、施工の事業期間を通じて監理技術者が常駐するための現場事務所を受注者の負担で本町の行政区域内に設置すること。

3. 4 契約不適合責任

- ① 本町は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- ② 前項の場合において、受注者は、本町に不相当な負担を課するものでないときは、本町が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- ③ ①の場合において、本町が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本町は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号に該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ・履行の追完が不能であるとき。
 - ・受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ・目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ・前号に掲げる場合のほか、本町がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第4章 業務実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

本町は、受注者が行う本事業が契約書に定める要件、提案書類及び要求水準書等に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計及び施工の進捗状況について、本町に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、本町は必要に応じて、受注者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(3) 受注者によるセルフモニタリングの実施

受注者は、自らの業務実施状況が要求水準を満たしているかを確認することを目的としたセルフモニタリング計画書を作成し、本町の確認を得た後にセルフモニタリングを実施する。

(4) モニタリングの結果

モニタリングにより、設計及び施工の実施状況が「設計業務委託契約書」「工事請負契約書」及び「要求水準書」等で定められた要件を満たしていないと判断される場合は、本町は受注者に改善を命令し、受注者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

(5) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち本町が実施するモニタリングに係る費用は、本町が負担する。受注者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、受注者が負担する。